

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
核燃料サイクル工学研究所再処理施設（東海再処理施設）
廃止措置計画書（変更）
添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

令和 7 年 3 月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

補正箇所を_____又は  で示す。

変 更 前	変 更 後	備 考
添付資料 1 変更後の廃止措置計画書 廃止措置の方法，工程及び安全対策（概要） 1. 廃止措置の方法 （省略） 1.2.3 放射線管理に関する方針 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくが線量告示に定められている線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成可能な限り低減するように，適切な除染方法，機器解体工法及び機器解体手順を策定する。 放射線業務従事者の被ばく低減のために，汚染された機器は，必要に応じて系統除染を実施する。機器解体に当たり，放射線レベルの高い区域で作業を行う場合は，遠隔操作装置，遮蔽を用いるとともに，汚染拡大防止措置等を施す。 周辺公衆の被ばくを低減させるため，放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は，再処理事業指定申請書の記載の方法に従って適切に処理を行って放出管理し，平常時における周辺公衆の被ばく線量の評価結果が，再処理事業指定申請書に記載の値を超えないようにする。 廃止措置段階における放射性廃棄物の放出管理に当たっては，放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に達成可能な限り講ずる観点から，放出管理目標値（廃止措置計画に定める年間の最大放出量等）を定め，廃止措置の進捗に応じて，適宜，これを見直す。工程洗浄後の年間の放出管理目標値をこれまでの放出実績等から表 1-2-1，表 1-2-2 に示すとおり定め，これを再処理施設保安規定にて管理する。 （省略） 2. 廃止措置の工程 （省略） 2.2 当面の実施工程 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策に関する工程を表 1-5-2 に，工程洗浄に関する工程を表 1-5-3 に，系統除染第一段階に関する工程を表 1-5-4 に，ガラス固化処理に関する工程を表 1-5-5 に示す。 （省略）	添付資料 1 変更後の廃止措置計画書 廃止措置の方法，工程及び安全対策（概要） 1. 廃止措置の方法 （変更なし） 1.2.3 放射線管理に関する方針 放射線業務従事者及び周辺公衆の被ばくが線量告示に定められている線量限度を超えないことはもとより，合理的に達成可能な限り低減するように，適切な除染方法，機器解体工法及び機器解体手順を策定する。 放射線業務従事者の被ばく低減のために，汚染された機器は，必要に応じて系統除染を実施する。機器解体に当たり，放射線レベルの高い区域で作業を行う場合は，遠隔操作装置，遮蔽を用いるとともに，汚染拡大防止措置等を施す。 周辺公衆の被ばくを低減させるため，放射性気体廃棄物及び放射性液体廃棄物は，再処理事業指定申請書の記載の方法に従って適切に処理を行って放出管理し，平常時における周辺公衆の被ばく線量の評価結果が，再処理事業指定申請書に記載の値を超えないようにする。 廃止措置段階における放射性廃棄物の放出管理に当たっては，放射性物質に起因する被ばく線量を低くするための措置を合理的に達成可能な限り講ずる観点から，放出管理目標値（廃止措置計画に定める年間の最大放出量等）を定め，廃止措置の進捗に応じて，適宜，これを見直す。工程洗浄後の年間の放出管理目標値をこれまでの放出実績等から表 1-2-1，表 1-2-2 に示すとおり定め，これを再処理施設保安規定にて管理する。 （変更なし） 2. 廃止措置の工程 （変更なし） 2.2 当面の実施工程 再処理維持基準規則を踏まえた安全対策に関する工程を表 1-5-2 に，工程洗浄に関する工程を表 1-5-3 に，系統除染第一段階に関する工程を表 1-5-4 に，ガラス固化処理に関する工程を表 1-5-5 に示す。 （変更なし）	

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

補正箇所を_____又は  で示す。

変 更 前	変 更 後	備 考																												
表 1-2-1 放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (主排気筒，第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計) <table><tr><th>核種</th><th>年間の放出管理目標値 (GBq)</th></tr><tr><td>^{85}Kr</td><td>3.4×10^5</td></tr><tr><td>^3H</td><td>1.0×10^4</td></tr><tr><td>^{14}C</td><td>1.2×10^3</td></tr><tr><td>^{129}I</td><td>3.4×10^{-1}</td></tr></table>	核種	年間の放出管理目標値 (GBq)	^{85}Kr	3.4×10^5	^3H	1.0×10^4	^{14}C	1.2×10^3	^{129}I	3.4×10^{-1}	表 1-2-1 放射性気体廃棄物の放出管理目標値 (主排気筒，第一付属排気筒及び第二付属排気筒の合計) <table><tr><th colspan="2">区分</th><th>年間の放出管理目標値 (GBq)</th></tr><tr><td rowspan="4">主 要 核 種</td><td>^{85}Kr</td><td>3.4×10^5</td></tr><tr><td>^3H</td><td>1.0×10^4</td></tr><tr><td>^{14}C</td><td>1.2×10^3</td></tr><tr><td>^{129}I</td><td>3.4×10^{-1}</td></tr><tr><td colspan="2"><u>α線を放出する 放射性物質 (全 α 放射能)</u></td><td><u>1.0×10^{-2}</u></td></tr><tr><td colspan="2"><u>α線を放出しない 放射性物質 (全 β 放射能) (注 1)</u></td><td><u>1.7</u></td></tr></table> (注 1) 主要核種を除く α線を放出しない放射性物質	区分		年間の放出管理目標値 (GBq)	主 要 核 種	^{85}Kr	3.4×10^5	^3H	1.0×10^4	^{14}C	1.2×10^3	^{129}I	3.4×10^{-1}	<u>α線を放出する 放射性物質 (全 α 放射能)</u>		<u>1.0×10^{-2}</u>	<u>α線を放出しない 放射性物質 (全 β 放射能) (注 1)</u>		<u>1.7</u>	○「核原料物質又は核燃料物質 の製錬の事業に関する規則 等の規定に基づく線量限度 等を定める告示」の要求事項 との関係を明確にするため， α線を放出する放射性物質 (全 α 放射能)及び α線を放出 しない放射性物質(全 β 放射 能)の年間の放出管理目標値 の追加並びに記載の適正化
核種	年間の放出管理目標値 (GBq)																													
^{85}Kr	3.4×10^5																													
^3H	1.0×10^4																													
^{14}C	1.2×10^3																													
^{129}I	3.4×10^{-1}																													
区分		年間の放出管理目標値 (GBq)																												
主 要 核 種	^{85}Kr	3.4×10^5																												
	^3H	1.0×10^4																												
	^{14}C	1.2×10^3																												
	^{129}I	3.4×10^{-1}																												
<u>α線を放出する 放射性物質 (全 α 放射能)</u>		<u>1.0×10^{-2}</u>																												
<u>α線を放出しない 放射性物質 (全 β 放射能) (注 1)</u>		<u>1.7</u>																												

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

補正箇所を_____又は  で示す。

変 更 前	変 更 後	備 考																												
表 1-2-2 放射性液体廃棄物（処理済廃液）の放出管理目標値 <table><tr><th>核種</th><th>年間の放出管理目標値 (GBq)</th></tr><tr><td>^3H</td><td>4.0×10^4</td></tr><tr><td>^{90}Sr</td><td>8.6×10^{-1}</td></tr><tr><td>^{137}Cs</td><td>2.6</td></tr><tr><td>^{129}I</td><td>2.6×10^{-1}</td></tr><tr><td>$\text{Pu}(\alpha)$</td><td>1.2×10^{-1}</td></tr></table>	核種	年間の放出管理目標値 (GBq)	^3H	4.0×10^4	^{90}Sr	8.6×10^{-1}	^{137}Cs	2.6	^{129}I	2.6×10^{-1}	$\text{Pu}(\alpha)$	1.2×10^{-1}	表 1-2-2 放射性液体廃棄物（処理済廃液）の放出管理目標値 <table><tr><th>区分</th><th>年間の放出管理目標値 (GBq)</th></tr><tr><td>^3H</td><td>4.0×10^4</td></tr><tr><td>^{90}Sr</td><td>8.6×10^{-1}</td></tr><tr><td>^{137}Cs</td><td>2.6</td></tr><tr><td>^{129}I</td><td>2.6×10^{-1}</td></tr><tr><td>$\text{Pu}(\alpha)$</td><td>1.2×10^{-1}</td></tr><tr><td><u>α線を放出する 放射性物質 (全α放射能)</u></td><td><u>1.2×10^{-1}</u></td></tr><tr><td><u>α線を放出しない 放射性物質 (全β放射能) (注 1)</u></td><td><u>3.5</u></td></tr></table> <u>(注 1) ^3Hを除く α線を放出しない放射性物質</u>	区分	年間の放出管理目標値 (GBq)	^3H	4.0×10^4	^{90}Sr	8.6×10^{-1}	^{137}Cs	2.6	^{129}I	2.6×10^{-1}	$\text{Pu}(\alpha)$	1.2×10^{-1}	<u>α線を放出する 放射性物質 (全α放射能)</u>	<u>1.2×10^{-1}</u>	<u>α線を放出しない 放射性物質 (全β放射能) (注 1)</u>	<u>3.5</u>	○記載の適正化(α線を放出する放射性物質(全α放射能)の年間の放出管理目標値として, $\text{Pu}(\alpha)$の年間の放出管理目標値を追加, α線を放出しない放射性物質(全β放射能)の年間の放出管理目標値として, ^{90}Sr 及び ^{137}Cs の年間の放出管理目標値の合計を追加)
核種	年間の放出管理目標値 (GBq)																													
^3H	4.0×10^4																													
^{90}Sr	8.6×10^{-1}																													
^{137}Cs	2.6																													
^{129}I	2.6×10^{-1}																													
$\text{Pu}(\alpha)$	1.2×10^{-1}																													
区分	年間の放出管理目標値 (GBq)																													
^3H	4.0×10^4																													
^{90}Sr	8.6×10^{-1}																													
^{137}Cs	2.6																													
^{129}I	2.6×10^{-1}																													
$\text{Pu}(\alpha)$	1.2×10^{-1}																													
<u>α線を放出する 放射性物質 (全α放射能)</u>	<u>1.2×10^{-1}</u>																													
<u>α線を放出しない 放射性物質 (全β放射能) (注 1)</u>	<u>3.5</u>																													

添付資料 1. 変更箇所の新旧対照表

補正箇所を_____又は  で示す。

変 更 前					変 更 後					備考
表 1-5-4 系統除染第一段階に関する工程※1					表 1-5-4 系統除染第一段階に関する工程※1					○系統除染第一段階の実施時期の変更
年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)以降	年度	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)以降	
分離精製工場 (MP)				▼ 除染結果のレビュー	分離精製工場 (MP)				▼ 除染結果のレビュー	
	汚染状況調査※2・系統除染第一段階			(レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)		汚染状況調査※2・系統除染第一段階			(レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)	
ウラン脱硝施設 (DN)					ウラン脱硝施設 (DN)					
	汚染状況調査※3			(機器解体計画を具体化し申請)		汚染状況調査※3			(機器解体計画を具体化し申請)	
プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)				▼ 除染結果のレビュー	プルトニウム転換技術開発施設 (PCDF)				▼ 除染結果のレビュー	
	汚染状況調査※2・系統除染第一段階			(レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)		汚染状況調査※2・系統除染第一段階			(レビュー結果に基づき計画を具体化し申請)	
クリプトン回収技術開発施設 (Kr)					クリプトン回収技術開発施設 (Kr)					
	汚染状況調査※3			(機器解体計画を具体化し申請)		汚染状況調査※3			(機器解体計画を具体化し申請)	
※1：分離精製工場（MP）、ウラン脱硝施設（DN）、プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）及びクリプトン回収技術開発施設（Kr）に対する系統除染第一段階は、令和8年度に着手し、約3年間で対象範囲に対する一通りの汚染状況調査や系統除染を実施して、その結果をレビューし、次段階の方針を判断した上で、次段階の除染、機器解体等の計画を具体化して廃止措置計画の変更認可申請を行う。					※1：分離精製工場（MP）、ウラン脱硝施設（DN）、プルトニウム転換技術開発施設（PCDF）及びクリプトン回収技術開発施設（Kr）に対する系統除染第一段階は、令和7年度に着手し、約3年間で対象範囲に対する一通りの汚染状況調査や系統除染を実施して、その結果をレビューし、次段階の方針を判断した上で、次段階の除染、機器解体等の計画を具体化して廃止措置計画の変更認可申請を行う。					
※2：除染後の汚染状況調査を含む。					※2：除染後の汚染状況調査を含む。					
※3：除染を必要とせず、機器解体を前提とした汚染状況調査。					※3：除染を必要とせず、機器解体を前提とした汚染状況調査。					